

市政に対する

一般質問

一般質問は、提出された議案にかかわらず、市政全般に対して、議員が執行者の考え方をたずねることができるものです。
6月定例会では、6月15日・16日の本会議で15人の議員から質問が行われ、論議が繰り広げられました。以下は質問・答弁の概要です。
(掲載は質問順、5ページまで続きます)
見出し下部の二次元コードから市議会ホームページに掲載の各議員の一般質問の録画映像にアクセスできます。



電子クーポン配布事業の評価を今後はどうつなげるか



岡 徳行

●電子クーポン「あやPOn」の受け取り状況について

Q デジタル弱者をデジタル社会へ誘導するきっかけとする狙いも込めて実施した当該事業をどう評価しているか。

A 早期の事業実施、個人IDの配布やコールセンター設置などにより、予測していた紙商品券の利用人数のうちデジタルへ移行する人数を想定程度に獲得でき、事業の効果が得られたと考えている。

Q 今後のデジタルツールを活用した行政サービス提供への留意点や抱負は。

A 行政への関心が比較的に薄く、若年層に対するアプリの調査研究のほか、デジタル弱者には達成感が得られる丁寧なデジタルバインド対策を講じていく。

●生理用品提供、配布事業の施策の広がりについて

Q 福祉的視点だけでなく、国の文書に基づく男女共同参画推進施策として、市民が受け取りやすくなるよう提供場所などを広げないか。

A 本市の配布事業は、利用者が必要な行政サービスを気軽に受けられるよう支援の



議員全員で、電池回収ボックス「アイゴミボックス」の利用説明を受けました

あやせ未来会議 安藤多恵子



全世代に影響をもたらすSNSの課題に対する所見は



●SNS問題への対処について

Q SNSは便利な反面、デメリットも多い。近視の子どもが増加、スマホ育児、スマホ中毒や犯罪への誘導などの懸念に対し、関係部署をはじめ、全市的な取り組みや注

入りの役割も果たしていることから、現段階で設置場所などを拡充する考えはない。

A デジタル社会への対応は、市長部局と教育委員会連携して取り組んでいる。今後もSNSとの関わり方に関して、啓発、リテラシーや健康など、さまざまな観点から対応を継続していく。

●国際化推進のための政策について

Q 多文化共生の推進に向け、日本語教室は、外国人市民の支援に最前線に対応している。教室充実のため、国や県に対する要望を強めないか。

A 教室の充実、国内全域の課題であると認識しており、令和9年度の要望では、外国につながる児童・生徒の受け入れ体制整備として、国県主体の事業展開を重点項目としている。

●スポーツ施設の在り方について

Q 近年のすさまじい暑さの中、熱中症予防のため、団体からの要望に対し、管理者としてどう対応しているか。

A スポーツ公園多目的広場などに、テントやタープを設置するなど、利用者の日陰確保に努めている。



市の未来ビジョンを実現する交通インフラ整備を



志政あやせ 金江 大志

●複合的な交通インフラの実現について

Q 都市像の実現に向けた交通インフラの位置付けは。

A 将来都市像を示す都市マスタープランでは、交通インフラは重要な基盤と位置付けており、住み続けたいまちを目指し取り組んでいる。

●BRT(※)の可能性

Q 導入する上での課題認識は。

A 速達性と定時性の向上が期待され、主要駅へのアクセス改善で利便性が高まると考えている。一方で、専用レーンの設置による、その他の交通への影響、導入や維持に係る費用対効果などを、課題として認識している。

Q ライドシェアの可能性をどう考えるか。

A タクシー不足を解消し、地域の貴重な移動手段として一定の効果があると考えているが、運行管理、ドライバーの確保や育成、利用者の安全安心の確保といった課題も存在していることから、国・県の動向を注視し、調査研究を進めていく。

Q Zipcarと本市の相性はどうか。また、事業者と研究会を実施しないか。

詳しい内容は会議録・HPで

ホームページ

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。

詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。

綾瀬市議会

検索

なお、6月定例会の会議録は、8月下旬に閲覧できる予定です。

一般質問の用語説明

(※) BRT: BUS RAPID TRANSIT

(バス高速輸送システム)の略称

走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステムです。



公職選挙法による 禁止行為

◇議員の寄付禁止
◇議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。
また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。